

学校でのケガには  
**福祉医療**を  
使用できません!

綾川町医療費受給資格者証

公費負担者番号									
受給者番号									
受給資格者	氏名								
	生年月日								
	住所								
加入保険	被保険者氏名								
	保険者等の名称								
	被保険者証記号番号								
有効期									

上記の者は綾川町医療費助成条例により、医療費の一部を綾川町が助成する者であることを証明する。

綾川町長 文印

### ◎学校でのケガとは

学校の管理下におけるケガ等です。管理下とは次の場合などです。

- ・ 授業中
- ・ 部活動中
- ・ 休み時間
- ・ 通学中
- ・ 課外指導中

### これから受診する場合

学校でのケガ等で受診する場合には、福祉医療の証は医療機関等の窓口で提示せず、ご自身で医療費を負担してください。

学校に届出ること、災害給付金として**医療費**と**見舞金**が**支給**され、医療費は**実質無料**となります。

### 福祉医療の証を使用し受診した場合

学校でのケガ等で受診した際に、福祉医療の証を医療機関等の窓口で提示し無料で医療機関等にかかった場合には、綾川町にご連絡ください。

福祉医療で助成した医療費を返還していただく場合があります。

## 学校でのケガは災害給付金の支給対象

子どもが学校の管理下でケガをして受診した場合、学校に届出ることによって災害共済給付制度（独立行政法人日本スポーツ振興センター）から医療費+見舞金（災害給付金といいます。）が支給され、負担した医療費は戻ってきます。

なお、総医療費の1割分が見舞金分としてプラスで支給されます。

災害給付金は医療費のほかに**見舞金**（総医療費の1割分）が支給されるので、福祉医療制度よりも**お得**です。

## どうして学校のケガだと福祉医療を使えないの？

福祉医療制度は、医療費による経済的負担を軽減することで、子どもの健康保持や福祉の増進を図ることを目的に実施しています。このことから、福祉医療以外の制度から医療費助成を受けることができ自己負担が発生しない場合には、福祉医療制度の助成の対象とはなりません。

また、綾川町の高校生世代までの子どもに対する医療費助成は、県の補助金と綾川町民の税金で支えている制度です。このため、他の制度から医療費の助成を受けることができる場合にも福祉医療の証を使用してしまうと、本来は綾川町民の方が支える必要のない負担まで支えることになってしまいます。

このことから、福祉医療制度を将来にわたり維持していくためにも、学校でケガをした場合には福祉医療の証を使用せず、災害給付金を利用していただくようお願いします。

### ● 福祉医療を使用して返還が生じる場合のイメージ図

